

今月のお知らせ（第 318 号）

梅雨明けが長引いたかと思えば
記録的な酷暑。
そして安倍首相の辞任会見に終わる
8月でした。
コロナ対策はしっかり引継ぎをお願い
したいところです。

第 3 1 8 号
令和 2 年 9 月 1 日
税理士法人大嶋会計
社員 税理士
石田 洋 祐
T E L 0 4 3 - 2 4 1 - 6 1 2 1
F A X 0 4 3 - 2 4 3 - 3 4 3 0
U R L <http://www.osmk-ohb.co.jp>
E - M a i l y i s h i d a @ o s m k - o h b . c o . j p

私の息子は小学校の5年生になりますが、今年はコロナ禍で始業が遅れ、修学旅行が中止になったり、夏休みが短かったりで、8月中旬には新学期が開始されました。

一昔前ならこんな暑さで授業が出来るのかと思ってしまいますが、小学校も全室クーラーが設置されているようで、そんなに心配はなさそうです。

そんな短い夏休みに息子と夏休みの課題図書を探しに本屋へ行き、目についたのが吉野源三郎の「君たちはどう生きるか」。皆さんご存じの通り 2018 年にマンガ版がきっかけで大ヒットした本ですが、もとは昭和 12 年に発行されたものだそうです。一度も読んだことが無かったので息子にはマンガ版を、私は活字版を買って帰りました。

ざっくり言うと、幼くして父親を亡くしたコペル君（あだ名です。）が中学校での出来事について、母方のおじさんとの会話を通して広い視点を身に着けて、自分なりの答えを見つけていくというものです。少年らしい清々しいコペル君の心情の描写が読んでいてホッとします。

さて、税務とはまったく関係ない話をだらだらしてしまいましたが、今月は消費税の税制改正で 10 月 1 日から適用開始されるものをご紹介します。

【居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限】

●概 要

居住用賃貸建物の取得等に係る仮払消費税が仕入税額控除できなくなります。

(これにより、金地金の売買により課税売上割合を 95%以上にして居住用賃貸建物の仕入税額控除を行うスキームに規制がかけられました。)

●居住用賃貸建物とは

住宅の貸付の用に供しないことが明らかな建物以外の建物で税抜き価額が 1,000 万円以上のもの

●適用開始

令和 2 年 10 月 1 日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額から適用

(経過措置) 令和 2 年 3 月 31 日までに締結した契約により取得した上記建物は適用除外

(国税庁：消費税法改正のお知らせ URL)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/r02kaisei.pdf>

以 上